

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務処理要領

第1節 総則

(目的)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の認定等に関し、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は次に掲げるものとする。

- (1) 法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (2) 令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- (3) 規則 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則
- (4) 条例 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年条例第33号：愛知県）

(事務分担)

第3条 この要領に基づく事務処理は住宅都市局建築指導部建築審査課（以下「建築審査課」という。）において行う。ただし、必要に応じて健康福祉局障害福祉部障害企画課（以下「障害企画課」という。）と協力し共同で行うものとする。

第2節 特定建築物の計画の認定

(事前協議票の受付及び審査)

第4条 建築審査課は、特定建築物の建築等をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）が法第17条第1項に規定する計画の認定（以下「認定」という。）を申請する意思表示をしたときは、速やかに当該認定に必要な説明を行うものとする。

- 2 認定を受けようとする特定建築主等は、当該認定申請に先立ち「バリアフリー法認定協議票」（以下「協議票」という。）（様式第1）を建築審査課に提出するものとする。
- 3 前項の協議票には次の各号に掲げる図書を添えなければならない。
 - (1) 「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」（様式第2）
 - (2) 規則別記第3号様式による認定申請書（第2面から第10面に限る。）
 - (3) 規則第8条の表に掲げる図書
 - (4) 建築審査課が必要と認め指示した図書
- 4 建築審査課は、協議票が提出されたときは、建築物移動等円滑化誘導基準に係る事項を確認するとともに、条例及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成29年3月：国土交通省）」等の内容を勘案し審査を行うものとする。
- 5 建築審査課は、協議票の内容について必要な指導、助言及び指示を行うものとする。

(認定申請書の受付及び審査)

第5条 特定建築主等は、前条による事前協議が終了したときは、規則別記第3号様式の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の正本及び副本に事前協議時に提出した

図書を添え、建築審査課に提出するものとする。

- 2 認定の申請書の提出を受けた建築審査課は、事前協議が終了していることを確認した後、受付を行い、「認定台帳」（様式第3）に必要事項の記入を行う。
- 3 認定の審査は、協議票の内容と整合が図られているか確認を行うものとする。
- 4 法第17条第4項に基づく確認の特例（以下「確認の特例」という。）を申し出る特定建築主等は、認定申請に必要な図書の他に、次に掲げる図書を建築審査課に提出しなければならない。
 - (1) 確認申請書の正本及び副本（確認申請書に添えるべき図書を含む。）
（昇降機の確認申請書も併せて提出すること。昇降機に係る確認申請書を別に提出した場合は、昇降機に係る確認の特例を受けることはできない。）
 - (2) 建築計画概要書
 - (3) 建築工事届
 - (4) 防火対象物工事計画届（防火対象物工事計画届に添えるべき図書を含む。）
 - (5) 建築確認申請OCR票
 - (6) 「特定施設整備計画届出書」（条例様式第1）及び「適合状況項目表」（条例様式第2）
 - (7) その他建築主事が必要と認め指示した図書
- 5 確認の特例の申出を受けた建築審査課（特定行政庁）は、必要図書が揃っていることを確認した後、当該図書に「特定建築物の建築の計画通知」（様式第4）を添え、建築審査課（建築主事）に対し通知を行うものとする。
- 6 前項の通知を受けた建築審査課（建築主事）は、当該計画通知に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかを審査し当該規定に適合していると認められたときは、建築審査課（特定行政庁）に対し「特定建築物の建築計画の適合通知」（様式第5）により適合通知を行うものとする。

（認定できない旨の通知）

第6条 建築審査課は、建築計画の内容が建築物移動等円滑化誘導基準に適合していないなど不適切と認めるときは認定をすることができない。この場合、建築審査課は、「認定をしない旨の通知」（様式第6）を特定建築主等に対し通知する。

（計画の認定）

第7条 建築審査課は、特定建築物の建築等の計画が建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、かつ、通常の建築物の福祉整備を先導するのにふさわしいと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 建築審査課は、確認の特例を受ける計画については、建築審査課（建築主事）から第17条第6項の適合通知を受けた後に認定を行う。この場合、規則別記第4号様式の認定通知書（以下「認定通知書」という。）に確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。
- 3 建築審査課は、認定をしたときは、認定通知書により速やかに特定建築主等に対し通知する。

(完了検査)

第8条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、計画の認定をした特定建築物が完成したときは、建築審査課に対し「工事完了報告書」（様式第7）を提出し、当該認定に係る完了検査を受けなければならない。

- 2 前項の完了検査は、認定申請書との整合を図りながら建築物移動等円滑化誘導基準に適合しているかどうかを検査するものとする。
- 3 建築審査課は、第1項の完了検査により認定した計画に従って建築等がなされていないと認めるときは、速やかに必要な指示を行うものとする。
- 4 建築審査課は、第1項の規定による完了検査をしたとき、当該認定特定建築物が建築物移動等円滑化誘導基準に適合すると認められた場合は、認定建築主等に「建築物移動等円滑化誘導基準に適合する旨の通知」（様式第7の2）により適合する旨の通知を行うものとする。

(計画の変更)

第9条 認定建築主等は、計画の変更をしたときは、再度認定を受けなければならない。ただし、規則で定めるものなど軽微な変更は除く。

- 2 前項の計画の変更に係る認定申請においては、「計画変更による再認定のための新旧対照表」（様式第8）及び計画の変更が行われた部分を明示した図書を添えなければならない。
- 3 第1項の申請を受けた建築審査課は、認定台帳に必要事項を記入する。
- 4 計画変更による認定の審査は、建築物移動等円滑化誘導基準等に係る事項を確認するとともに、変更前の計画内容を勘案し審査を行うものとする。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第10条 特定建築主は法第19条の規定により容積率の特例を受けるときは、第4条第2項の協議票に通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることになる建築物特定施設の床面積の算定根拠がわかる図書を添えなければならない。

- 2 前項に掲げる図書の提出を受けた建築審査課は、国土交通大臣が定める基準（国土交通省告示第1490号）に適合しているか審査を行うものとする。
- 3 建築審査課は、当該基準に適合していると認めるときは、認定通知書に認定特定建築物の容積率の特例に係る建築物特定施設の床面積を記入するものとする。

(報告の徴収等)

第11条 建築審査課は、認定建築主等に対し、法第53条第4項に基づく報告を必要に応じ求めることができる。

- 2 建築審査課は、報告の徴収を求めるときは、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について」（様式第9）を認定建築主等に対し通知し、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書」（様式第10）により回答を求めるものとする。
- 3 建築審査課は、必要に応じて認定特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、認定特定建築物及び建築設備、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(改善命令)

第12条 建築審査課は、認定特定建築物が認定を受けた計画に従って建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、法第21条の規定に基づき、その改善に必要な措置をとるよう命令を行うものとする。

2 改善命令は、「認定特定建築物の改善に必要な措置について」(様式第11)を通知することにより行うものとする。

(聴聞)

第13条 建築審査課は、前条の改善命令をだしてもなお改善が見られないときは、認定の取消しを行う前に行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号イの規定により聴聞を実施する。

2 聴聞の実施にあたっては、行政手続法第15条の規定に基づき事務処理を行う。

(認定の取消し)

第14条 建築審査課は、計画を認定した特定建築物が建築物移動等円滑化誘導基準等に照らして不十分と認められ、かつ、建築審査課の指示及び第12条に規定する改善命令に従わなかったときは、法第22条の規定により認定の取消しを行う。

2 建築審査課は、認定の取消しをしたときは、認定建築主等に対し「認定特定建築物の認定の取消しについて」(様式第12)により通知を行う。

(認定銘板の交付)

第15条 認定建築主等は、建築物移動等円滑化誘導基準及び条例で定める整備基準に係る事項が確認できる範囲まで工事が完了したときは、建築審査課に対し、「認定銘板交付請求書」(様式第13)により認定の銘板(以下「銘板」という。)(様式第13の2)の交付を請求することができる。

2 建築審査課は、前項の規定により銘板の交付を請求されたとき、認定特定建築物が建築物移動等円滑化誘導基準及び条例で定める整備基準に適合していると認められた場合は、認定建築主等に対し予算の範囲内で、銘板及び「認定の銘板の交付について」(様式第14)を交付するものとする。

3 銘板の材質はステンレスとし、大きさは340mm×400mmで角をまるくカットしたものを原則とする。ただし、予算に限りがあるため同一年度に多数の銘板交付の必要性が生じた場合には大きさや材質について検討を行うものとする。

4 銘板の交付を受けた認定建築主等は、当該銘板を特定建築物の出入口付近の見やすい位置に掲げるものとする。

5 建築審査課は、認定の取消しを受けた特定建築物に銘板が交付されているときは、認定建築主等に対し「認定の銘板の返還について」(様式第15)を通知し銘板の返還を求めるものとする。

第3節 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例

(エレベーターに関する特例の認定申請書の受付及び審査)

第16条 建築審査課は、特定建築主等が法第23条第1項の規定により既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定（以下「エレベーターに関する特例認定」という。）を申請する意思表示をしたときは、速やかに必要な説明を行うものとする。

2 エレベーターに関する特例認定を申請する特定建築主等は、「既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定申請書」（様式第16）を建築審査課に提出するものとする。

3 前項の認定申請書には次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、道路との高低差、敷地内における建築物等の位置及び用途、主要な通路等及び出入口の位置および有効幅員、誘導ブロック、駐車場の区域及び駐車台数並びに車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分の位置及び有効幅員を明示したもの）

(3) 各階平面図（縮尺、方位、寸法、間取、各室の用途、主要な廊下及び出入口の位置及び有効幅員並びに床の高低差、誘導ブロック、駐車場の区域及び駐車台数並びに車いす使用者が乗車する自動車を駐車できる部分の位置及び有効幅員を明示したもの）

(4) 構造詳細図（縮尺、主要構造部の部分の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法）

(5) 構造計算書（エレベーターの設置にかかる特定建築物の壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定、エレベーターの設置後に構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの）

(6) その他建築審査課が必要と認め指示した図書

4 建築審査課は、エレベーターに関する特例認定に係る認定申請書の提出を受けたときは、必要事項を「エレベーター認定台帳」（様式第17）に記入した後に、法第23条第1項各号の基準に適合しているか審査を行うものとする。

5 建築審査課は、前項の審査により認定に支障があると判断したときは、速やかに必要な指示を行うものとする。

（エレベーターに関する特例認定）

第17条 建築審査課は、前条の審査により法第23条第1項各号の基準に適合していると判断したときは、エレベーターに関する特例認定を行うものとする。

2 建築審査課は、前項の認定をしたときは、特定建築主等に対し「既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定通知書」（様式第18）により通知を行うものとする。

第 4 節 雑則

（連絡調整）

第18条 建築審査課は、計画の認定をしたときは障害企画課に対し速やかに連絡を行うものとする。

- 2 建築審査課は、関係各局等より認定特定建築物に関する照会があったときは、プライバシーに支障のない範囲（建築概要書程度）で回答し、その他の内容については認定建築主等の同意を得てから回答を行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。